

東海北陸地方年金記録訂正審議会（第2回総会）議事録

○日時 平成28年4月13日（水） 10:06～11:02

○場所 名古屋合同庁舎第2号館3階共用大会議室

○出席者

山田会長、浅岡委員、飛鳥井委員、磯貝委員、岩田委員、大滝委員、大西委員、大野委員、河合委員、北野委員、鬼頭委員、國田委員、久野委員、後藤委員、高木幸仁委員、蜂須賀委員、平野委員、堀田委員、水野委員、村瀬委員

○議題

- (1) 東海北陸地方年金記録訂正審議会会長の選任について
- (2) 東海北陸地方年金記録訂正審議会の「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名について
- (3) 地方厚生（支）局別年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況について
- (4) その他

○議事

○打田課長補佐 お待たせいたしました。定刻を少し過ぎておりますけれども、ただいまから、東海北陸地方年金記録訂正審議会第2回総会を開催したいと存じます。

地方年金記録訂正審議会規則により、毎年、半数ずつの委員が改選任期を迎えることとなるように、当審議会立ち上げ時に半数を1年任期、半数を2年任期といたしました。

前山田会長におかれましては、1年任期であったため、本年4月9日で任期満了となっております。引き続き委員として就任いただくことにご承諾をいただきましたが、いったん会長職は解かれることとなります。

本日の総会は、会長選出までの間、國田会長代行により議事進行していただくこととなります。それでは國田会長代行、よろしくお願いいたします。

○國田会長代行 会長代行第3部会の國田でございます。委員の先生皆様方、ご多忙の折、ご参集いただきましてどうもありがとうございました。

ただいまから、第2回総会を開催いたします。事務局から、本日の出欠状況と会議の成立についてご報告をお願いいたします。

○打田課長補佐 本日の委員の出欠状況でございますが、小川委員、及部委員、高木隆司委員、森委員からご欠席とのご連絡を頂戴いたしております。

なお、大滝委員におかれましては、ご出席とご連絡をいただいておりますが、現時点ではご到着しておられません。

引き続きまして、本日の会議の成立についてご報告いたします。
委員総数 24 名に対しまして、現在のところ 19 名の委員の方にご出席いただいております。地方年金記録訂正審議会規則第 7 条第 1 項の定足数を満たしておりますので成立していることをご報告いたします。

○國田会長代行 ありがとうございます。1 名大滝委員がまだ到着しておりませんが、成立したということで、それでは議事に入らせていただきます。

なお、議事録作成のため録音させていただきますので、ご了解お願いいたします。
最初に、事務局から資料等のご説明と確認をお願いいたします。

○打田課長補佐 まず、再任及び新任の東海北陸地方年金記録訂正審議会委員の人事異動通知書を机の上にご用意させていただいております。これは、先ほどご説明しましたように、最初に 1 年任期とされました 9 名の方と新任の委員 3 名の皆様のお手元にお配りしています。本来であれば、お一人お一人に直接お渡しすべきところがございますが、時間の都合もありますことからご理解いただきますようお願いいたします。恐縮ではございますが、9 名の方 3 名の方ご確認をお願いいたします。

続きまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

座席表、議事次第に続きまして、

資料 1 「地方年金記録訂正審議会規則」

資料 2 「東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則」

資料 3 「東海北陸地方年金記録訂正審議会委員名簿」

資料 4 「地方厚生（支）局別年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況」

以上をご用意させていただいております。資料等に不足はございませんでしょうか。

○國田会長代行 委員の先生方に資料が配布されたということで、それでは新しくご就任をいただいた委員の先生方もおみえですので、委員の先生方全員のご紹介をいたします。お手元に配布してあります「資料 3 委員名簿」をご覧ください。お名前のみをご紹介させていただきます。

浅岡勇夫委員でございます。飛鳥井武委員でございます。磯貝正夫委員でございます。岩田久美子委員でございます。大滝春義委員でございますが、まだ未到着です。大西國夫委員でございます。大野義豊委員でございます。河合治彦委員でございます。北野正一委員でございます。鬼頭容子委員でございます。國田武二郎委員私でございます。久野真枝委員でございます。後藤道夫委員でございます。高木幸仁委員でございます。蜂須賀太郎委員でございます。平野順夫委員でございます。堀田千津子委員でございます。水野正和委員でございます。村瀬憲士委員ござい

ます。最後は山田博委員でございます。

ただいま、ご紹介させていただきました委員以外に、本日も欠席の小川委員、及部委員、高木隆司委員、森委員の4名を含めて東海北陸地方年金記録訂正審議会の委員総数は24名でございます。

なお、事務局の出席者につきましては、お手元の座席表に、それぞれの役職と氏名を記載してございますので、そちらをもってご紹介にかえさせていただきます。

○國田会長代行 それでは、本日の議題に先立ちまして、三宅東海北陸厚生局長よりご挨拶をいただきたいと思います。

○三宅局長 東海北陸厚生局長の三宅でございます。東海北陸地方年金記録訂正審議会第2回総会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ご参集の委員の皆様には大変お忙しい中、年金事業の円滑な推進にご理解とご協力をいただいておりますことを、厚く御礼申し上げます。

東海北陸地方年金記録訂正審議会は、昨年4月13日に第1回総会を開催し、委員の皆様のご協力をいただきまして、1年間で延べ105回の部会を開催することができました。大変順調に請求事案を処理することができました。重ねて御礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

昨年は、日本年金機構の不正アクセスによる情報流出事案に関しまして、皆様にご心配をおかけしましたこととお詫び申し上げます。9月には、厚生労働省としての再発防止策などを盛り込んだ「情報セキュリティ強化等に向けた組織・業務改革」を公表しました。厚生労働省一丸となって再発防止にしっかりと取り組んで参りますので、なにとぞご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

さて、平成24年に成立しました、社会保障・税一体改革に伴う年金制度改正につきましては、昨年10月に共済年金と厚生年金の一元化が施行され、多岐にわたる制度改正が行われております。今後さらに年金受給資格期間が25年から10年へと短縮される改正などが控えており、その円滑な実施に向けてしっかりと取り組んでいく所存でございます。

年金記録訂正請求につきましては、東海北陸厚生局1年間の処理件数でございますけれども、国民年金が64件、厚生年金が334件で合計398件となっております。また、標準処理期間が103日と定められておりますが、当局では97日の処理期間となっております。皆様のご協力のお陰をもちまして標準処理期間内での処理となっております。改めて感謝を申し上げます。詳細につきましては、後ほど事務局から説明させますが、他の厚生局と比較いたしましても、順調に審査が進んでいるものと理解しております。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいこととは存じますが、今後とも、私ども行政として年金記録の訂正請求案件に対しまして国民の皆様の立場に立っ

た公正・公平な対応が行えるよう、請求事案のご審議をお願いいたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○國田会長代行 どうもありがとうございました。今大滝委員がご到着されましたので、一言大滝委員から、皆様ご紹介したものですから。

○大滝委員 愛知県社会保険労務士会の副会長の大滝でございます。

○國田会長代行 それでは、本日の議題に入らせていただきます。

最初の議題は、「会長の選任について」でございます。会長の選出につきましては、お手元にお配りしてあります「地方年金記録訂正審議会規則」をご覧ください。そこで第5条第1項をご覧になっていただきたいのですが、同条項によれば「審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。」と、このように規定されております。

会長の選任について、どなたかご意見等のある方はいらっしゃいますでしょうか。大西委員。

○大西委員 はい。引き続き前会長の山田委員に会長をお願いしたらどうかと思います。

○國田会長代行 はい。ただいま、大西委員から「山田委員に引き続き会長をお願いしてはどうか。」とのご発言がございましたが、他の委員の先生方はいかがでしょう。

(「異議なし」と声あり)

○國田会長代行 「異議なし」という発言が所内委員の方から出ましたが、異議なしということでよろしいでしょうか？

(「拍手」)

○國田会長代行 では、ご異議なしということで皆様の全員の拍手をもって全員が了解されたということで山田委員に引き続き会長をお願いしたいと存じます。

山田委員よろしくをお願いいたします。

それでは、これからの議事進行については、山田会長をお願いをいたしたいと思っております。では。

○山田会長 ただいま会長の選任をいただきました山田博でございます。

従前先生方のご協力をいただきまして、無事この審議会の運営を進めて参ることができました。大変ありがとうございます。お陰様でこの資料に配付されております「資料4」にありますように東海北陸厚生局におきましては順調に成果をあげて所要の目的を達していると理解しております。これもひとえに先生方のご協力の賜と感謝しております。どうもありがとうございます。

引き続き会長を仰せつかった次第でございますが、この制度は先般法律に基づいて創られた制度で国民の年金に関する権利の救済をするということが目的でございます。その目的を十分に発揮、発揮と言うか達成するべく、また引き続き誠心誠意努力していきたいと思っておりますので、先生方のご協力をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。

○山田会長 それでは最初に、東海北陸地方年金記録訂正審議会の運営規則第9条でお手元に資料がございますが、9条で「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。」となっております。本日の議題1から議題3までの議事につきましては、特段個人情報の保護や公開することによって本審議会の運営に支障を来すような内容は含まれていないと判断されますので、公開いたします。事務局は、運営規則第12条第1項、第2項の規定に基づいて議事要旨を作成して、会議資料と併せて東海北陸厚生局ホームページで公開させていただくとともに、同条第3項の規定に基づいて、議事録を作成して下さい。

なお、同条第4項の規定によりまして、議事録署名人として私のほかに、堀田委員と鬼頭委員の2名を指名させていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、2番目の議題に入ります。2番目の議題は「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名について、でございます。

地方年金記録訂正審議会規則の第5条第3項に「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。」とされております。また同規則第6条第2項において「部会に属すべき委員等は、会長が指名する。」とされて、また同条第3項で「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。」とされております。

この規定に基づきまして、ただ今から私の方で会長代行、部会に属すべき委員、並びに部会長の指名にあたって、検討をさせていただきますので、その間しばらく休憩をとらせていただきます。ただ今から10分後の10時35分から審議会を再度開きますので又ご出席のほどよろしくお願いいたします。それでは、いったん休憩とさせていただきます。

～ 休憩中 ～

○山田会長 それでは、大変お待たせいたしました。総会を再開させていただきます

す。それでは部会に属すべき委員と部会長等を指名させていただきますので、事務局は「部会に属すべき委員一覧表」を委員の皆さんに配布して下さい。

○山田会長 皆さん配布はされましたでしょうか。それでは、まず会長代行には國田委員を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。あと各部会に所属すべき委員につきましては、配布いたしました「委員一覧表」のとおりさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

又、部会長には同じく一覧表に記載した方々、第1部会につきましては平野委員、第2部会につきましては蜂須賀委員、第3部会につきましては國田委員、第4部会につきましては磯貝委員、第5部会につきましては大西委員、第6部会につきましては私を部会長として指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。

あと各委員のお名前はこの表を配布することによって、お名前をお呼びすることは省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

今後、この部会構成によりまして「東海北陸地方年金記録訂正審議会総会」につきましては、私が必要な都度招集いたしますが、各部会の開催につきましてはそれぞれこの表に書かれています部会長が招集されるということになりますのでよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、議題の3番「地方厚生（支）局別年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況」について、事務局からご説明をお願いいたします。

○鈴木課長 本年4月から年金審査課長を拝命いたしました鈴木でございます。よろしくお願いいたします。着任しましてから日が浅く、至らない点多々あるかとは存じますが、委員各位のご指導ご鞭撻を賜り、業務に取り組んで参る所存でございます。前任の水上同様よろしくお願いいたします。それでは座らせていただきまして、説明をさせていただきます。

お手元の資料4をご覧ください。各厚生（支）局の「訂正請求の受付・処理状況」につきましては、全国の件数は3月分の集計がまだ終わっておりませんので2月末時点での速報値となります。計の受付件数の右端を見ていただきますと、総受付件数は6,329件でございます。内訳といたしまして国民年金が774件、厚生年金保険が5,555件となっております。

東海北陸厚生局の受付件数は685件で、国民年金が67件、厚生年金が618件となっており、国民年金の占める割合は全国が12%、東海北陸厚生局が10%となっております。

全国の受付件数がございますが、年金記録確認第三者委員会の平成22年度の59,912件を最高に、年々減少してきております。

昨年度の件数は先ほどのとおり2月末で6,329件、年間見込みでも7,000件程度と予測しております。平成26年度は9,245件ございましたので、平成26年度より2,000件余り受付件数が減少すると見込まれております。

次に、処理件数でございますが、2月末時点の全国値は5,358件で、そのうち地方厚生局で処理したものが2,347件、日本年金機構で処理されたものが2,602件、取下げが409件となっており、機構処理分が多少多くなっております。

東海北陸厚生局の総処理件数は598件で、厚生局処理件数が324件、年金機構処理件数が224件、取下げが50件となっており、全国値と比べて年金機構で処理した件数の比率が低めとなっております。

主だった厚生局等で比較いたしますと、受付件数では、東京分室が最多の1,528件、最も少ない四国支局が106件とかなり開きがございますが、東海北陸は、東京分室の1,528件、関東信越の961件、近畿の822件に次ぐ4番目の685件の受付件数となっております。

次に処理件数ですが、最も多いのは、やはり東京分室の1,258件で、近畿の824件、関東信越の757件と続き、東海北陸は598件で4番目となっております。件数自体はトップの東京分室とは2倍以上の開きがありますが、上位の局は年金機構での処理件数が大きく影響していることがわかります。そこで、厚生局処理件数だけを見ますと、上から東京分室が370件、関東信越が360件、近畿が332件、東海北陸が324件と僅差となっております。

東海北陸厚生局における、平成28年2月末時点の厚生局処理の件数は先ほども申し上げました324件で、処理内容ごとに見ると、訂正・一部訂正が167件で率といたしましては51.5%となります。不訂正が155件で率と致しましては47.8%でございます。却下が2件で0.6%となっております。訂正率51.5%は11の厚生局及び分室の中では千葉分室の53.9%に次いで高い率となっております。

総じて、当局におきましては他局と比較しますと処理件数が多く、訂正決定が比較的多いことがわかりますが、各委員の先生各位におかれましては、精力的にご審議いただいた結果であると感謝申し上げる次第でございます。

28年度におきましても、昨年度と同様、活発なご議論を賜り請求者の立場にたっていただき公正・公平なご審議をよろしくお願い申し上げます。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○山田会長 どうもありがとうございました。ただいまの事務局の方からのご説明につきまして、何かご質問等ございましたらご遠慮なくご発言願います。

よろしいでしょうか。ちょっと念のため申し上げますが、この会議は公開での開催ですので、発言される際には個人情報・法人情報等にご留意をお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご質問等がないようですので、次に移りたいと思います。ご説明ありがとうございました。

議題の4番「その他」ということですが、その他に事務局の方から何かありまし

たらお願いします。はい、どうぞ。

○鈴木年金管理官 私この4月1日で東海北陸厚生局の年金管理官を拝命いたしました鈴木剛と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、1時間弱位でございますけれどもご審議をいただきまして大変ありがとうございました。昨年度は、厚生労働省におきまして審議会の立ち上げという時期であり、部会での説明等に行き届かない部分もあったかとは存じますが、今年度も、より分かり易い説明を心がけて参りますので、ご審議のほどよろしく願いをいたしたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。

○山田会長 どうもありがとうございました。他に、委員の方からご発言等ございますでしょうか。はい、大西委員。

○大西委員 はい、第5部会の部会長の私でございます。3月まで部会長代理をしておりました森さんが1年の入院で又4月から新しく委員になりましたが、部会長代理の選任はどういうふうになるのでしょうか。

○山田会長 これは事務局の方からご説明お願いできますか。

○打田課長補佐 すみません。部会長代理につきましては、部会長がご指名いただくこととなりますので、ちょうど来週から平成28年度の部会が始まりますのでその場でご指名いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大西委員 いや、今まではこの席で部会長になった方が、選任をしていましたもので、それとやり方が変わったということによろしいですか。

○打田課長補佐 今「部会に属すべき委員一覧表」を渡しておりますので、この場ではここまでとさせていただきますと思います。

○大西委員 わかりました。

それともう1点よいですか。事務局にお聞きしたいのですが、先ほどの処理状況はわかったんですが、この中で不服審査や訴訟時の状況のご説明がないもので、この1年その辺はどんな状況なのかお聞きしたいのですが。

○山田会長 一言申し上げます。今事務局の方からの説明によりますと、今のご質問に対する回答につきましては、公開の対象になっていない部分も含まれるということですので、回答を差し上げる前に、この会議につきましてはただ今から非公開とさせていただきます。よろしくご理解をお願いいたします。

《以後非公開》